

	質問内容	回答
1	認定医制度規則 施行日について	本規則は、2021年5月8日から施行しております。 本制度自体は、2022年4月1日より施行しております。 ※2022年9月末頃、本制度の施行日について、規則改訂（附則追記）予定です。
2	申請書類（提出）方法 第2回暫定認定施設・暫定指導医の申請書類の提出方法は？	認定審査書類データを記録媒体（USBメモリ）に記録し、簡易書留またはそれに準じる方法でご提出ください。 ※申請書類データをメール添付にて事務局へご提出いただいても申請は受け付けません
3	暫定認定施設 暫定認定施設の第1条の2にある「暫定指導医相当のもの」とは、どのような要件でしょうか？	「急性期治療病棟または、救急入院科病棟で、3年以上の勤務歴があるもの」が暫定指導医相当のものであると考えております。 暫定指導医相当のものが会員である必要があるとは明記しておりませんが、暫定指導医が1名以上おりませんと暫定認定施設として認められても、認定医及び指導医の養成をすることは出来ませんので、ご承知おきください。
4	暫定認定施設 カリキュラム責任者について 認定施設のカリキュラム責任者は、指導医の申請資格者でないといけないでしょうか？	本学会会員で、指導体制や指導に責任を持てる方をカリキュラム責任者としてください。本学会指導医である必要はございません。
5	暫定認定施設 「精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書」とは、どのようなものが証明書になりますか？	精神科救急入院科の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなどでございます。 （厚生局への病棟の届出を行い、届出の要件を満たしている場合は、その届出が受理され、提出者に対して受理番号を付して通知されますので、その通知書の写しをご用意ください）
6	暫定認定施設 認定医研修施設認定申請書(様式10)の「本学会指導医・認定医一覧」は記入しなければなりませんか？	第2回暫定認定施設の申請に於いては、記入不要でございます。 申請予定者がおりましたら、ご記入ください。
7	暫定認定施設 研修カリキュラム(様式11)の「③研修カリキュラムの目的及び特徴」は何を書けばよいでしょうか？	基本的なカリキュラムは同じなので、貴院での特徴（例えば、再発予防プログラムを有する、救命救急との密な連携、クロザピンや修正型電気療法を実施しているなど）を100～200字程度で記載ください。
8	暫定認定施設 研修カリキュラム(様式11)の「④研修指導医」は何を書けばよいでしょうか？	第2回暫定認定施設の申請に於いては、記入不要でございます。 申請予定者がおりましたら、ご記入ください。
9	暫定認定施設 研修カリキュラム(様式11)の「⑥指導体制」の詳細については何を書けばよいでしょうか？	どのような指導体制で行うのか（例えば、病院長をトップとし、3人の指導医による3つの診療グループから形成される屋根瓦式の指導体制、など、）50字程度で記載ください。
10	暫定指導医 暫定指導医の申請資格に、「暫定認定施設で常勤（同一施設で週4日以上勤務）として3年以上勤務していること」とあるが、同一の暫定認定施設の勤務が3年以上でないといけませんか？	暫定認定施設が同一施設でなくても問題ございません。同一の施設で週4日以上勤務（常勤）であれば、暫定認定施設の合計での勤務年数の場合も申請資格に該当いたします。 例）Aの暫定認定施設で2年間常勤した後、新しくBの暫定認定施設で1年以上常勤した場合 ⇒合計勤務年数は3年以上の為、申請資格に該当いたします。 Aの暫定認定施設で3年以上常勤していたが、新しくBの暫定認定施設に所属が変わったばかりの場合 ⇒合計勤務年数は3年以上の為、申請資格に該当いたします。
11	暫定指導医 暫定指導医の申請をしたいが、自身の勤務施設が暫定認定施設ではありません。	「急性期治療病棟、救急入院科病棟」は全て見做し暫定認定施設とし、見做し暫定認定施設での勤務歴は、暫定認定施設での勤務歴と同等と見做して暫定指導医審査を行う予定です。 ※見做し暫定認定施設で申請の場合は、認定施設管理者の証明書の他、「急性期治療病棟、救急入院科病棟」での病院であることが分かる書類を併せてご提出ください。 但し、見做し暫定認定施設は暫定指導医申請手続き上のものであり、認定医研修が認められた『暫定認定施設』ではございません。 実際に暫定指導医として認定医研修を行うには、現所属先や今後の勤務先が（暫定）認定施設である必要がございます。
12	暫定指導医 個人で学会に入会（正会員医師）していなければ、暫定指導医を申請出来ませんか？	指導医及び認定医の申請には、個人で会員（正会員医師）である必要がございます。なお、団体会員は医師が構成員になることは元々出来ませんので、ご注意ください。
13	暫定指導医 暫定指導医認定にて認定された医師は、自動的に認定医として認められるのでしょうか？	暫定指導医として認定されれば、認定医としての資格を有しているとみなします。 暫定指導医の認定期間は本制度発足から3年間ですので、3年以降に暫定指導医から指導医への移行を希望することが出来ます。
14	暫定指導医 「日本精神科救急学会指導医認定申請書（様式6）」の項目1参加指導医研修はどのような研修会を記入すればよいのでしょうか。参加指導医研修会が示す内容を教えてください。	施行細則第7条（認定医制度に係る研修会）をご確認ください。なお、今回の暫定指導医申請ににつきましては研修会の受講及び参加証の提出はございませんが参加されている場合には、申請書に記入いただけますと幸いです。
15	暫定指導医 本指導医の認定は、個人に属するものなのでしょうか。あるいは病院に属するものなのでしょうか。 例えば、今回申請をし、本制度の指導医の認定を受けたものが、認定医研修施設ではない他の病院に異動した場合、当該指導医は本制度の指導医としての資格を有したままとなるのか、あるいは認定医研修施設を離れた場合、指導医としての資格を失ってしまうものなのかを教えてください。	異動した場合でも認定医、指導医はそのまま維持されますが、更新時に更新のための要件を満たしているかどうかが問題となります。